

別表 許可又は起業の認可の制限措置

刺網漁業

漁業種類	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は 起業の認 可をすべ き船舶等 の数
中目まき刺網漁業 (限定許可)	申請のあ った船舶 の総トン 数	申請のあ った推進機 関の馬力数	共同漁業権第10号の海域	11月1日から翌年3月31日まで	次の1)、2)のいずれにも該当する者 1)宮崎県の漁船原簿に登録された漁 船を使用する者。ただし、起業認可 の申請に限り、宮崎県の漁船原簿に 登録を予定している船舶を使用する 者を含む。  2)操業区域における共同漁業権者の 同意を得られた者	2